

3教高第746号
令和3年8月18日

各県立学校長 様

教 育 長

夏季休業明けに係る新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底について（通知）

このことについて、本日開催された県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、別添資料のとおり、いわき市における「まん延防止等重点措置」が9月12日（日）まで延長されました。

また、県内においても変異株への置き換わりが進み、8月に入って児童関連施設での大規模クラスターが発生するなど、別紙1のとおり明らかに10代以下の感染者が急増しております。

このような状況を踏まえ、学校における感染症対策は“感染を拡大させない”ことを第一に考え、これまで実施してきた対策の強化を図る必要があります。

ついては、下記のとおり対応するとともに、別紙2の対策を再確認し、徹底を図るよう指導願います。

記

1 いわき地区県立学校

令和3年8月5日付け3教高第706号通知による対応を9月12日（日）まで延長すること。
加えて、必要に応じて時差通学を検討すること。

※ 終了期日に変更となる場合は、改めて通知します。

2 いわき地区を除く県立学校

令和3年8月5日付け3教健第409号通知による対応を徹底すること。

※ 終了期日（8月31日（火））に変更となる場合は、改めて通知します。

3 全県立学校

(1) 感染状況の変化を注視し、学校行事の時期、形態等の見直しを図ること。

(2) 感染状況の悪化に備えて、分散登校やオンライン学習の準備をしておくこと。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7773)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7780)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-8409)

福島県まん延防止等重点措置等

県内の急激な感染拡大により、病床使用率の上昇等、医療提供体制のひっ迫が深刻となっています。これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

	まん延防止等重点措置	重点措置以外の区域における対応(県の独自対策)
区 域	いわき市	その他の地域
期 間	令和3年8月8日(日) ~9月12日(日)	令和3年8月8日(日) ~8月31日(火) ※期間等の改定は、別途決定
適 用	特措法第31条の6 第1, 2項、 第24条第9項	特措法第24条第9項

令和3年8月18日
福島県コロナウイルス感染症対策本部

県民の皆様へのお願い

	内 容
いわき市 (重点区域) ・ その他の 地域	<p>○夜8時以降、飲食店等にみだりに出入りしないでください。【いわき市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p>
	<p>新 混雑した場所等への外出は厳に控えてください。 【いわき市】 (特措法第31条の6第2項に基づく要請)</p>
	<p>○感染リスクの高い行動は控えてください。</p> <ul style="list-style-type: none">・不要不急の外出は自粛してください。・外出する必要がある場合でも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間帯を避けて行動してください。・感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は控えてください。・都道府県をまたぐ旅行・帰省等は、原則、中止・延期してください。・路上や公園等での屋外での集団の飲食・飲酒は控えてください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>
	<p>○基本的な感染対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・3つの密を徹底的に避けてください。・「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒等による手指消毒」、「こまめな換気」などの基本的な感染対策を徹底してください。・会食等は、感染防止対策を徹底し、少人数、短時間、いつも一緒にいる人と行ってください。 <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>

飲食店等の皆様へのお願い

	内 容
<p>いわき市</p> <p>(特措法第31条の6第1項、第24条第9項に基づく要請)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間を短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)してください。 ○ 酒類の提供の自粛(終日)をしてください。 ○ カラオケ設備の利用の自粛(終日)をしてください。※飲食を主な業としている店舗 ○ 特措法施行令第5条の5各号に規定される感染対策を実施してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業所の消毒 ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知 ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(退場も含む) ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1m以上の距離の確保 <p>◆業種別ガイドラインを遵守する(法第24条第9項)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗</p> <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり3万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 いわき地区協力金コールセンター 電話024-521-8562(受付時間9時～17時)</p> </div> <p>◇まん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金については https://ichijishienkin.go.jp/</p>
<p>その他の地域</p> <p>(特措法第24条第9項に基づく要請)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業時間の短縮(営業時間は午前5時から午後8時まで)をしてください。 (酒類の提供は、午前11時～午後7時) ○ 店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。(業種別ガイドラインの遵守) <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px;"> <p>【対 象】 食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けた店舗のうち以下の店舗</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接待を伴う飲食店 ・酒類を提供する飲食店 <p>【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1日当たり2.5万円～(売上高に応じて))</p> <p>■相談窓口 協力金コールセンター 電話024-521-8575(受付時間9時30分～17時30分)</p> </div>
<p>全地域</p>	<p>上記以外で本措置により影響を受けた中小法人等に一時金を支給します。</p> <p>■相談窓口 一時金コールセンター 電話024-521-8572(受付時間9時30分～17時30分)</p>

飲食店以外の(延床面積1,000㎡超の施設) 事業者の皆様へのお願い

	内 容
<p>いわき市</p> <p>(特措法第31条の6 第1項、第24条第9 項に基づく要請)</p>	<p>(1,000㎡以下の施設につきましても、感染防止対策の徹底等にご協力ください)</p> <p>新 大規模商業施設は、入場者が密集しないよう、整理誘導、人数管理・制限等の対策を実施してください。</p> <p>・出入口の制限、整理券の配付、混雑状況等の情報発信など</p> <p>○営業時間を短縮(午後8時まで)してください。 (イベント開催の場合は午後9時まで)</p> <p>【対象】 詳細は次ページのとおり 【営業時間の短縮に応じていただいた場合】 協力金を支給(1,000㎡当たり20万円×時短割合(1日当たり)) ※協力金の対象となるのは、次ページの特定大規模施設です。 (延床面積1,000㎡超 特措法第24条第9項に基づく要請)</p> <p>○店舗や施設の感染防止対策を徹底してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・入店時や施設内における適切な距離の確保など、利用者の整理・誘導を行ってください。・発熱している方や理由なく感染対策を行わない方の利用を避けてください。・適切な座席間隔の確保など、店舗内の感染防止策を徹底してください。・従業員や利用者の手指消毒やマスク着用の徹底を促してください。・店舗内の消毒や換気を徹底してください。・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

(協力要請の対象施設)

特定大規模施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
映画館等	映画館、プラネタリウム
商業施設	ショッピングセンター、ホームセンター等【生活必需物資売場を除く】
遊技場	パチンコ店、ゲームセンター等
屋内運動施設	スポーツクラブ、ボーリング場等
サービス業	ネイルサロン・スーパー銭湯等【生活必需サービスを除く】
飲食店向け時短協力金の対象となる店舗を除く遊興施設	個室ビデオ店、カラオケボックス等

イベント関連施設（1,000㎡超の施設）	
施設の種類	施設例
劇場等	劇場、観覧場、演芸場等
集会・展示施設	集会場、展示場、貸会議室
ホテル等	ホテル等（集会の用に供する部分に限る）
屋外運動施設	野球場、ゴルフ場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場等
遊技場	テーマパーク、遊園地
博物館等	美術館、水族館、記念館等

【重点措置区域内の県有施設について】 営業時間短縮の要請の対象となる施設は、原則休業の方針とします。

イベント等を開催する事業者の皆様へのお願い

○イベント等の開催に当たっては、**業種別ガイドラインを遵守し、感染防止対策を徹底**してください。

- ・発熱している方や正当な理由なく感染対策を行わない方の入場を避けてください。
- ・参加者間の適切な間隔の確保、スタッフや参加者の手指消毒やマスク着用の徹底、会場内の消毒や換気など、感染防止対策を徹底してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○広域な移動を伴うイベント、または参加者が1,000人を超えるイベントを開催する場合は、**県に事前に相談**してください。

- 電話 0 2 4 - 5 2 1 - 8 6 4 4 (受付時間9時～17時)
- 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部 イベント相談窓口

○以下の要件に従った開催にご協力ください。

人数上限		開催時間
大声での歓声・声援がないことを前提に開催するもの ○クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、講演・式典、展示会等 ○飲食を伴わないもの	大声での歓声・声援等が想定されるもの ○ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブ等でのイベント等	午後9時まで (県全域)
収容定員の100%と5,000人のいずれか少ない方を上限	収容定員の50%と5,000人のいずれか少ない方を上限	

全ての事業者の皆様へのお願い

○職場内の感染防止対策を徹底してください。

- ・従業員等の手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気など、職場内の感染防止対策を徹底してください。
- ・従業員等の出勤時の健康チェックを徹底してください。
- ・休憩中や休憩室・更衣室の利用時、電話時、昼食中などで居場所の切り替わりに注意してください。
- ・そのほか、業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を徹底してください。

○ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人と人との接触機会の低減にご協力ください。

※できる限り、「出勤者数の7割削減」に努めていただくようお願いいたします。

○出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)

大学・専門学校等の皆様へのお願い

感染リスクの高い活動を控えるよう、学生への注意喚起を徹底してください。

(感染リスクの高い活動の例)

- 感染防止対策が徹底できないサークル活動
- 大人数での懇親会 など

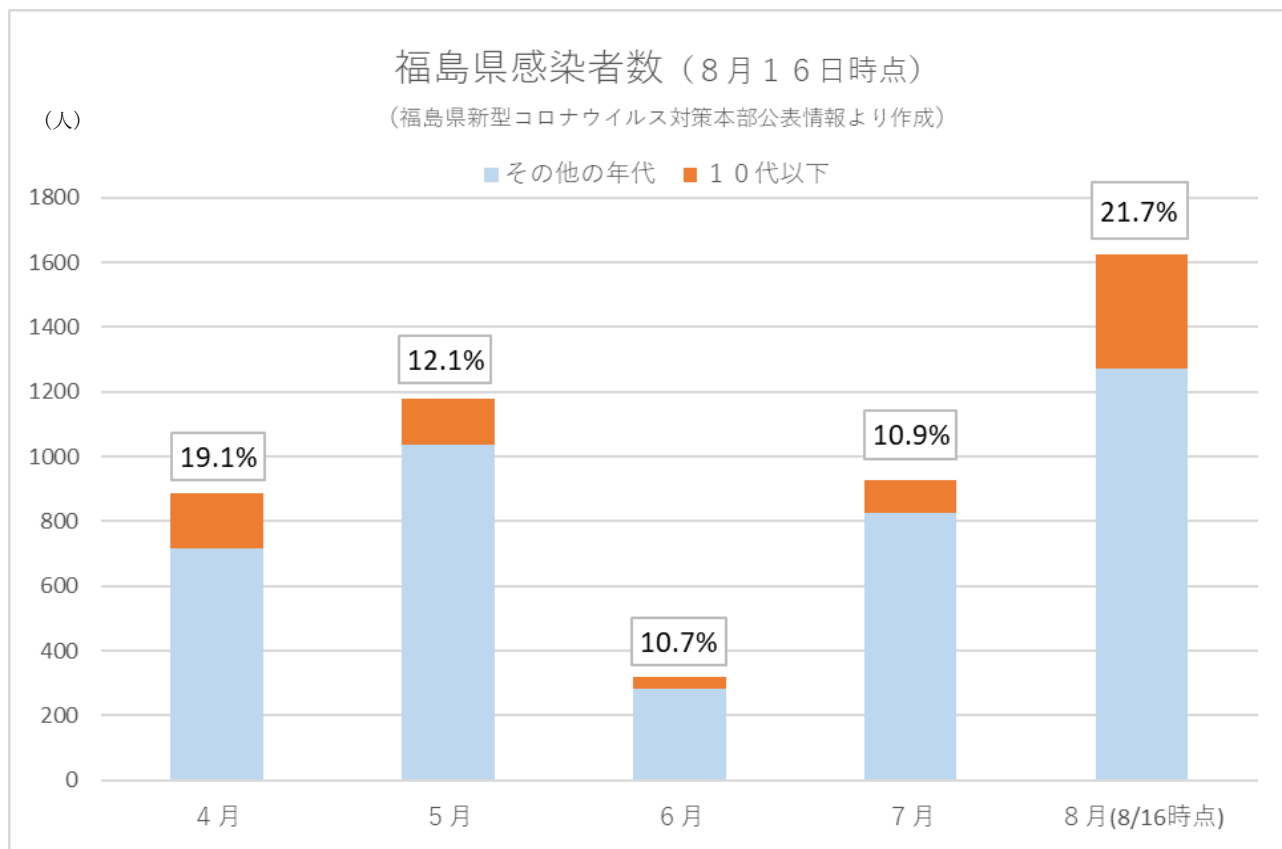
小・中・高等学校の皆様へのお願い

感染リスクの高い学習活動(部活動での実施を含む)や宿泊を伴う学校行事等の停止、他校との合同練習や練習試合の停止など、感染防止対策を徹底してください。

医療機関、高齢者、障がい(児)者施設の皆様へのお願い

感染防止対策に見落としがないか、改めて確認してください。

(特措法第24条第9項に基づく要請)



- 現在、新たな変異株(デルタ株)の感染者数が増加している。
- 感染力の強い変異株の拡大とワクチン接種状況により、従来とは異なった若い年代の感染者数が増加している。
- 変異株の感染力は強く、屋外飲食のような3密ではない状況でもクラスターが発生している。

学校における感染症対策について

1 学校における感染症対策の確認

- (1) 感染リスクの高い活動*を理解し、レベル2、3対応の活動内容に変更することができるか。
- (2) 健康観察を徹底し、欠席者や体調不良者への対応について共通理解できているか。
登校前の検温等の健康観察を徹底すること。体調が悪いときは、無理をせず療養させ、必要に応じて、かかりつけ医または受診・相談センターへ相談するようすすめること。
→体調不良をおして活動し、感染が広がった事例があります。症状がある場合は、休養を徹底すること。
- (3) マスクを正しく着用しているか。マスク着用ができないときは、身体的距離をとることができるか。
- (4) 室内の換気の効率を理解し、常時または定期的な換気を実施しているか。
- (5) 清掃を実施し、衛生的な環境を保持しているか。
- (6) 手洗いを徹底しているか。手洗いができないときは、手指消毒を実施しているか。
- (7) 給食等の会食時の感染リスクを理解し、座席配置や換気の強化等の対策を講じているか。
- (8) 保健教育等により感染症についての正しい知識を理解させているか。
- (9) 差別や偏見の防止のための指導を行っているか。

2 部活動や対外活動における感染症対策の確認

- (1) 感染リスクの高い活動*を理解し、感染リスクの低い活動内容へ変更することができるか。
- (2) 競技団体の各種ガイドラインを遵守しているか。
- (3) 活動の際は、顧問等の管理下で実施し、以下の感染症対策を徹底できているか。
- (4) 活動場所や備品等の清掃・消毒を実施し、衛生的な環境を保持しているか。
- (5) 共有の備品等を使用する際は、手洗いを徹底しているか。
- (6) 屋内の活動では、常時または定期的な換気を実施しているか。
- (7) 部活動前後での集団での飲食を控え、部活動終了後は速やかな帰宅を促しているか。
- (8) 部室等の共用エリアを使用する場合は、短時間で、一斉に利用することを避けて時間差を設け、身体的距離を確保し、会話の制限等を行っているか。
- (9) 健康観察を徹底し、体調不良者への対応について共通理解できているか。
- (10) 宿泊を伴う大会に参加する場合は、宿泊地等の感染状況について確認しているか。
- (11) 関係する外部団体に感染症対策について協力を依頼できているか。

3 家庭内における感染症対策の啓発

- (1) 同居する家族等に風邪症状が見られる場合も登校しないことを依頼しているか。
- (2) 家族等の状況に応じて、家庭内においてもマスク着用や手洗いをするよう啓発しているか。
- (3) 家庭内においても、清掃や換気を行い、衛生的な環境を保持するよう啓発しているか。
- (4) 基本的な生活習慣をととのえ、体調管理を心がけるよう指導しているか。

4 感染者が発生した場合の対応

○感染拡大防止のため、以下の点についてシミュレーションしておくことが望まれる。

- (1) 家庭から連絡を受けたら、保健所や医療機関からどのような指示を受けたか確認する。
- (2) 各教育事務所へ第一報を入れる。
- (3) 保健所からの依頼により、学校内での濃厚接触者等特定のために必要な情報を提供する。
座席表や時間割、部活動状況等について準備しておく。
 - ・マスク着用の有無や換気の実施状況、飲食時の状況等についても確認しておく。
 - ・基本的に聞き取り調査は保健所が行う。必要に応じて保健所の依頼により情報収集に協力する。
- (4) 児童生徒、教職員の健康状態を確認する。必要に応じて、体調確認チェックシート等の記録から症状の有無を確認する。
- (5) 学校内の消毒範囲等について、保健所、学校薬剤師等に相談し、消毒作業を実施する。
- (6) 各教育事務所、保健所との相談により、臨時休業の必要の有無、実施する範囲（全校・学年・学級）や期間等を決める。
- (7) 臨時休業について、保護者へ連絡する。連絡方法については、事前に検討しておく。
同様に臨時休業期間中の留意事項について、児童生徒へ連絡する。
 - ・臨時休業期間中は、自宅等で待機して健康観察することを伝える。
 - ・感染者や感染の原因などの詮索をせず、差別や偏見による誹謗中傷することがないよう伝える。

<参考> * 感染リスクが高いと思われる行動例

1 学校内における行動例

- 近い距離でマスクをはずした会話や接触等（握手など含む）
- 向かい合った近い距離でのマスクをはずした飲食等（昼食など含む）
- 向かい合った近い距離での合唱や発声練習等（運動部の声出しなど含む）
- 運動部における2人1組で行う接触頻度の高いトレーニングやストレッチ等
- 複数の生徒によるソーシャルディスタンスの確保が困難な部室や狭い居室の利用(飲食含む)
- 飲食を伴うレクリエーション（部活動等における新入生歓迎会や打ち上げなどのイベント）
- 風邪症状があったが、部活動の練習に参加

2 学校外における行動例

- 下校中及び部活動後の複数名での飲食
- 飲食を伴う会合（バーベキュー、ジュースの回し飲み等）
- 感染拡大地域及びまん延防止等重点措置適用地域への往来（音楽ライブやダンスなどの各種イベント等への参加）
- 飲食を伴う娯楽施設（カラオケ等）での遊興
- 県外から帰省・移動した家族や親戚との接触（特に感染拡大地域及びまん延防止等重点措置適用地域）